

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>一般財形貯金規定</p>	<p>一般財形貯金規定</p>
<p>1～4 (省略)</p>	<p>1～4 (省略)</p>
<p>5 利息</p> <p>(1) この貯金の利息は、次のとおり計算します。</p> <p><b>a</b> 預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>(a)</b> 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>(b)</b> 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」といいます。）</p> <p><b>b</b> 前記<b>a</b>の利率は、当組合所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。</p> <p>(2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日（<b>削除</b>）の前日までの日数について解約日（<b>削除</b>）における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めて満期日前にこの貯金を解約する場合および第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>a</b> 6か月未満 解約日における普通貯金の利率</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>b</b> 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>c</b> 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>d</b> 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>e</b> 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>f</b> 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%</p> <p style="padding-left: 40px;">ただし、<b>b</b>から<b>f</b>までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>5 利息</p> <p>(1) この貯金の利息は、次のとおり計算します。</p> <p><b>①</b> 預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>A</b> 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>B</b> 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」といいます。）</p> <p><b>②</b> 前記<b>第1号</b>の利率は、当組合所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。</p> <p>(2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日<b>または書替継続日</b>の前日までの日数について解約日<b>または書替継続日</b>における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めて満期日前にこの貯金を解約する場合および第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>①</b> 6か月未満 解約日における普通貯金の利率</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>②</b> 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>③</b> 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>④</b> 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>⑤</b> 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>⑥</b> 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%</p> <p style="padding-left: 40px;">ただし、<b>②</b>から<b>⑥</b>までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(4) (省略)</p>
<p>6 貯金の解約</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) 前項の順序で最後に解約する事となった貯金は、次により解約します。</p> <p><b>a</b> その貯金が据置期間中の場合、またはその貯金の金額が1万円未満の場合はその貯金全額</p>	<p>6 貯金の解約</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) 前項の順序で最後に解約する事となった貯金は、次により解約します。</p> <p><b>①</b> その貯金が据置期間中の場合、またはその貯金の金額が1万円未満の場合はその貯金全額</p>

改正後	改正前
<p><b>b</b> その貯金が据置期間経過後でその貯金の金額が1万円以上の場合は次の金額</p> <p><b>(a)</b> その貯金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は1万円</p> <p><b>(b)</b> その貯金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合、その払戻請求額</p> <p>(5) この貯金は、<b>a、b(a)から(f)</b>および<b>c(a)から(e)</b>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<b>a、b(a)から(f)</b>または<b>c(a)から(e)</b>の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p><b>a</b> 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p><b>b</b> 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p><b>(a)</b> 暴力団</p> <p><b>(b)</b> 暴力団員</p> <p><b>(c)</b> 暴力団準構成員</p> <p><b>(d)</b> 暴力団関係企業</p> <p><b>(e)</b> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p><b>(f)</b> その他前各号に準ずる者</p> <p><b>c</b> 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p><b>(a)</b> 暴力的な要求行為</p> <p><b>(b)</b> 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p><b>(c)</b> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p><b>(d)</b> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p><b>(e)</b> その他前各号に準ずる行為</p> <p>7～9 (省略)</p>	<p><b>②</b> その貯金が据置期間経過後でその貯金の金額が1万円以上の場合は次の金額</p> <p><b>A</b> その貯金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は1万円</p> <p><b>B</b> その貯金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合、その払戻請求額</p> <p>(5) この貯金は、<b>第1号、第2号AからF</b>および<b>第3号AからE</b>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<b>第1号、第2号AからF</b>または<b>第3号AからE</b>の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p><b>①</b> 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p><b>②</b> 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p><b>A</b> 暴力団</p> <p><b>B</b> 暴力団員</p> <p><b>C</b> 暴力団準構成員</p> <p><b>D</b> 暴力団関係企業</p> <p><b>E</b> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p><b>F</b> その他前各号に準ずる者</p> <p><b>③</b> 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p><b>A</b> 暴力的な要求行為</p> <p><b>B</b> 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p><b>C</b> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p><b>D</b> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p><b>E</b> その他前各号に準ずる行為</p> <p>7～9 (省略)</p>
<p><b>10 盗難契約の証による払戻し等</b></p> <p>(1) 盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p><b>a</b> 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること</p> <p><b>b</b> 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること</p>	<p><b>10 盗難契約の証による払戻し等</b></p> <p>(1) 盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p><b>①</b> 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること</p> <p><b>②</b> 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること</p>

改正後	改正前
<p><u>c</u> 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>き</u>ます。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。</p> <p><u>a</u> 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p><u>(a)</u> 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと</p> <p><u>(b)</u> 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p><u>(c)</u> 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p><u>b</u> 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(5) ～ (7) （省略）</p> <p>11～12 （省略）</p> <p>13 保険事故発生時における貯金者からの相殺</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p><u>a</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される債務が第三者の当組合に対する債務である場合には、貯金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p><u>b</u> 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p><u>c</u> <u>a</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p>	<p><u>③</u> 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>く</u>。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。</p> <p><u>①</u> 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p><u>A</u> 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと</p> <p><u>B</u> 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p><u>C</u> 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p><u>②</u> 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(5) ～ (7) （省略）</p> <p>11～12 （省略）</p> <p>13 保険事故発生時における貯金者からの相殺</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p><u>①</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>または当該</u>債務が第三者の当組合に対する債務である場合には、貯金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p><u>②</u> 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p><u>③</u> <u>第1号</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。</p> <p><u>a</u> この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。</p> <p><u>b</u> 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>14 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2026年7月1日現在)</p>	<p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。</p> <p>① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。</p> <p>② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>14 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>